

第三十一回 参議院大蔵委員会會議錄第十号

昭和三十四年二月二十六日(木曜日)午後一時四十五分開会

委員の異動

二月二十五日委員齋藤昇君及び増原恵吉君辞任につき、その補欠として林田正治君及び木内四郎君を議長において指名した。
本日委員林田正治君及び青木一男君辞任につき、その補欠として大谷藤之助君及び川村松助君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

委員

政府委員

大蔵政務次官 佐野 廣君
大蔵省主税局長 原 純夫君
大蔵省理財局長 正示啓次郎君
大蔵省管財局長 賀屋 正雄君
事務局側

第五部 大蔵委員会會議錄第十号

常任委員 木村常次郎君
専門員

本日の會議に付した案件

○企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○接収貴金屬等の処理に関する法律案(内閣提出)

○昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(土田國太郎君) ただいまから委員會を開きます。

本日は加藤委員長が都合に依りまして登院できませんので、私がかわつて委員長職務を勤めさせていただきます。

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案、株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題として、質疑を行います。

質疑のある方は、順次、御発言を願います。——質疑がございせんようです。—— 明日に譲ります。

○理事(土田國太郎君) 次に、接収貴金屬等の処理に関する法律案を議題と

して、質疑を行います。
質疑のある方は、順次、御発言を願います。

本日は御質疑がないようであります。私が、私から簡単に、ちょっと管財局長にお伺いしたいことがあります。簡単に一つ、要点だけの御答弁を願います。

まず、お聞きしたいことは、貴金屬が接収された状況について、どういふような場合でやりになったか、その一、二の実例を、御承知ならば簡単に一つ、御説明願えればけっこうだと思

います。
○政府委員(賀屋正雄君) 終戦後連合

國占領軍が国内の貴金屬を接収いたしましたときの経緯でございますが、この点につきましては、昭和二十七年の接収貴金屬等の数量等の報告に関する法律という法律に基づいて、接収された方々から報告をとりまして、その報告の記載事項の中に、接収の経緯というところがございまして、そこにそれぞれ書いていただいております。それで、ちょうどそれを写したものがござ

いますので、一、二その例を読んでもみますと、これはある会社でございまして、ある会社から出ております報告に、接収の実情といたしまして、このようないことが書いてございまして、昭和二十一年九月二日午後、接収担当官米

騎兵第二旅団本部某騎兵大尉四名、拳銃を携行、小型ジープ及び小型トラックをかつて当社北品川工場に到着、銀の引き渡し方を要求されたの

で、社員立ち会ひのもとに、重量測定の上、受領証引きかえて銀塊三十個、銀棒三十三個を引き渡した。それから、次のまた別の会社でございまして、その報告には、昭和二十年十月二十日、米兵約二十名突然本社に侵入し、倉庫、金庫、工場、店舗等を占拠したので、営業中止のやむなきに至った。十月二十五日、何らの予告もなく、装甲自動車とともに接収担当官米社、軍関係貴金屬及び本社所有貴金屬一切を連合軍において接収する旨通達された。受領証引きかえて直ちに接収された。こういうふうな、ジープでありますとか、装甲自動車をかりまして、時には拳銃を持ってある程度威嚇をいたしまして持つて行ったよう

でございます。
今の二つは会社でございまして、個人について二、三例を申し上げますと、昭和二十一年四月十四日朝、連合國占領軍接収担当官某中尉の指揮する米軍兵士により接収が行われた。接収は、米軍兵士がピストルを振って、強制的に接収を行なったものである。大体大同小異でございまして、そのようないことが記載されております。相当強権力を発動して接収をしていったというようないことが記載されております。

○理事(土田國太郎君) 今、提案されております法律は、民法の基本原則に立つて立案されていると思うのですが、もし接収貴金屬の処理を民法の規定だけで行くとすれば、どのような不都合が生ずるか、この点、わかりやすく簡単に御説明を願いたい。

○政府委員(賀屋正雄君) 法律的な問題についてのお尋ねでございますが、お説の通り、接収貴金屬は没収されたものではない。従つて、所有権はもと

の所有者が持つておる。従いまして、民法の基本原則に立つてこの法案ができておるわけでございまして、なぜ特別に、民法だけにまかせておかないで、法律を作る必要があるかという点でございまして、民法の規定だけによりますと、次に申し述べますようないろいろの不都合が生ずるのでござい

ます。
簡単にというお話でございまして、法律問題でございまして、ややわかりやすく述べますと、やや長くなるわけでございますが、まず第一の問題は、これまでたびたび御説明いたして参りましたように、接収貴金屬等は、接収されましたあとで、占領軍の手によりましてインゴットでありますとか、一部の美術品を除きまして、大部分のものは溶解混合されておるのでございまして。私どもはこのようない接収貴金屬をいわゆる不特定物と呼んでおるわけでございますが、このような不特定物は、法律的に申し上げますと、民法二百四十五条で規定しておりますいわゆる混和の状態にあるわけでござい

ます。今、かりに民法の規定だけにしましてこれを処理しようとしたら、いつまでも紛争状態が際限なく続く、問題がいつまでも完全に

処理がつかないという点でございまして、と申しますのは、民法の規定によりますと、このような不特定物を処理するためにはそのものの所有権のある人たちが全部、いわゆる共有者全部の間でどういうふうに分けるかという分割の協議をさせまして、その協議が成立したところによって分けるわけでございします。ところが、被接収者は相当数も多いこととございしますし、あるいはまた時間的にも相当長い期間を経過しておりますので、その間に所有権の移転等もございしますので、共有者は結局全国に散らばっておるというような事情もございまして、一体、協議をしようにもどの人とどの人とが集まって協議をするのか、そのことが本人たちにとつてはわからないわけでございまして、実際問題といたしまして共有者全部の協議が成立するということはほとんど考えられない、不可能に近いと思うわけでございします。こういう事情がありまして、共有権を主張する者が、結局は、その人たちが訴訟を共同して提起するということにならざるを得ないと思うのでありまして、結局、問題を裁判所に持ち込むわけでございします。そういったし、訴訟が提起されますと、裁判所としては何らかの結論を下さざるを得ないわけであります。そこで、共同訴訟の当事者に対しまして、ある方法によりまして不特定物を分割する結論が出たといういたします。ところが、御承知のように、所有権は絶対的な権利でございしますので、たとえそのような訴訟で判決が確定いたしましたとしても、漏れた共有権者がまた自分もこれを主張するということなことで、訴訟にあとから、参加し

そこなった共有権者があとから名乗りを上げてくるというようなことも当然考えられるわけでございします。そうなりますと、裁判のやり直しをするというふうなことで、非常に複雑なことを繰り返す。あるいはまた、共有者が前の裁判によって分割を受けた者を相手にいたしまして、不当利得の返還請求をするというふうなことも考えられるわけでございまして、このようにいたしまして際限もなく紛糾状態が続くということとございします。このように紛争状態がいつまでも続くというところは、もちろん、民間の者にとりまして、政府にとりまして、裁判所にとりまして、非常に時間的にもロスでありますし、多大な経費もかかるというふうなことを考えますと、決して当を得た措置とは言えないと思うのであります。

それから、第二の点でございします。民法の規定だけによって処理を行うといたしますと、不特定物の分割について裁判にかりになったといたしまして、どのような不都合があるかといひますと、もう一つこれから述べますような不合理が生ずるのであります。それは不特定物につきましては、さきに申し述べましたところによりまして、かりに裁判が行われたといたしましても、この場合については民法の二百五十条の規定がありまして、共有者の一人々々の持分がはっきりしておらないという場合には、この民法によりますと、各共有者の持分は相ひとしいものと推定いたしております。この規定によって裁判を行うわけでございします。接収貴金属等の中には品位等の不明なものもありますので、裁判所

といたしましても、各共有者の持分の正確な割合を確認できない場合が多いと思われわけでございします。そういう場合には、ただいま申し述べました規定によりますと、国全体が一つの当事者になり、それからA B C D Eと民間の多くの方々、それがそれぞれ当事者といひまして、国は一本として相ひとしいと、各個人と相ひとしい持ち分として推定されるということになりまして、非常に不合理な結果が生ずるわけでございします。ただいま接収されております貴金属のうち不特定物だけをとりまして、大体国の持ち分と民間の持ち分を比較いたしますと、民間は約一割見当にすぎないと思ひます。そのようない割合でございまして、そのような一割が非常に多くの人に分れておりまして、国は九割持っている。ところが、おのおの持ち分が判明しないときには相ひとしいもの、一対一の取扱いを受けるというふうな不合理な結果が出てくるわけでございします。

それから次に、民法の規定だけで処理を行うといたしますと、それじゃ、特定物はどうなるかというわけでございします。これも特定物全部を片づけることが非常に、何と申しますか、先ほど申し上げましたように、所有権は絶対的な権利でございします。あとからあとから、自分のものも特定されるんじゃないかというふうなことで、訴えが出て参ります。結局、特定物と不特定物を截然と分離するということはいつまでたつてもできないというふうなことになるわけでございします。

従いまして、以上申し述べましたような関係から、不特定物につきましては、も、特定物につきましても、完全に最終的な処理をするということとは、この民法の規定にまかしておいたんではできないということから、ただいま御審議を願っておりますように、特別の法律を出しまして、それによって一定の期間、返還請求を所有権に基いてしていただく、そうして処理の対象者ははっきり確定させた上で、方法をきめまして処理を進めていくということにいたさざるを得ないというふうに考えるわけでございします。

以上、くどくど申し上げましたが、大体、特にこの法律が必要だというゆえんを御説明いたしたわけでございします。

○山本米治君 今のことに関連して、ちょっとお伺いしたいのですが、この接収貴金属のうち、特定したもの、特定しないものがあるわけですが、その特定したものについて、政府はまあいろいろ勝手な処分をしておる、こういうふうな議論があつて、それじゃ、特定したものと特定しないものとを分けて、特定しない分だけについて法律を作つたらいいんじゃないかという議論があるわけですが、しかし、これに対して政府当局としては、それはなかなか法律上、技術上困難だ、それで、特定したものもしないものも、全部を対象にして作つたのだという答弁で、これはまあ承しております。これについて、今のこの接収貴金属法の対象となつておるもの大ざっぱな状態、現状を知りたいのです。特定しておるものといつても、これは時間が進むにつれて、いろいろ証拠書類等で特定したものがふえてくるわけですが、現在、最近のところでは、どの程度特定してお

るか、していないのか。この接収貴金属の総額は七百三十億といわれておるのですが、これは金額のことですか、このうち、数量は少くとも金額が高いものがあるし、金、銀、ダイヤモンドくらいに分けて、たとえば金のうちどれくらいが不特定なのか、あるのか、どれくらいが不特定なのか、あるいはダイヤモンドはどうかというふうなことを、詳しい数字でなくいいんです。金、銀、ダイヤモンドくらいに分けて、大ざっぱな現状というものを伺いたい。

○政府委員(賀屋正雄君) ただいまの御質問につきましては、先般、平林委員の御要求によりまして、資料を提出いたしております。その第一の中に、接収貴金属のうち国及び日本銀行所有の特定物と認められるものの数量というところに数量を記載してございします。参考にあつて民間の分も掲げまして、ただいまの山本委員のお答えにかえたいと思うわけでございします。これでござらんいただきます通り、接収貴金属のうち、何が特定し、何が不特定かというところを、概然と、ただいまこれは不特定、これは特定と、現段階において分けるということではできないのでございします。まあいろいろな接収関係の記録、あるいは証拠資料あるいは被接収者の持つております領収書、こういったものによりまして、大蔵政府で今特定したものを選び出すとすればどのくらいかという見込みの数量が、ここにあります通り、まあ金と銀でございしますが、ダイヤモンドはほとんど特定分がないのでございします。そこで、銀につきましては、一般会計に帰属すると見込まれるものが二百三

十トン、それから貴金屬特別会計に帰属すると見込まれる銀が一・七トン、金は、貴金屬特別会計に帰属する見込みのものが約二トン、それから日本銀行に返る見込みの金が約六十二トン、これを合計いたしますと、二百八十二億ぐらゐになるわけでございます。それから、民間の分は、備考に書いてございまして、銀が約二十二トン、それから日本銀行の売り戻し条件付の金製品が〇・七トン、これが約五億ぐらゐになりまして、この両方を合せますと、二百八十七億と。六百七十四億のうち二百八十七億程度は、ただいまのところの調査で特定すると見込まれておるのでございます。

○平林剛君 きよう、私は黙っているつもりでいたけれども、今、土田理事とそれから山本理事の発言に対して答弁をしたことに不服な点がありますから、関連して質問をいたしておきます。

先ほど、民法上の取扱いからこの法律案を見たとき、民法上の取扱いにしたならばどういふ不合理が出るかという点に對する御説明がありました。質問の設定がそこにあつたのでありますから、答弁も限られたものと思ひますけれども、あたかも、政府当局の説明は、少数の所有権者に対して、裁判所における処理困難の理由を説明をされて、法律の合理性を述べられたのであります。私は、この問題の全般的な見地から立って、なぜ政府が少数の所有者だけに特に親切にしてやる理由があるか、まして、民法上の裁判訴訟を起せば相当の経費と相当の日数がたつにかかわらず、なぜ一割程度の納付金しか納めさせないような法律にして

いるか、いろいろ不満な点があるのですけれども、これはさておいて、私がお尋ねしたいのは、この裁判所における処理困難ということは容易に想像はできます。今のお話で想像はできませんが、何かあれですか、正式に裁判所側の方から、これは困るからぜひ政府の方でこうしてくれという正式な申し入れがあつたかどうか、これが一つ。

それから、ただいま山本理事の質問の原則に立っているのは、この法律案を民間のものとそれから國家所有のものと切り離すことについてお尋ねがあつたのであります。その質問の前提は、この二つのものを区分すること困難である、それを私は承知しておるが、ということでお尋ねしてあります。それに対して、あなたは何とも言わないで、資料の説明をされましたが、これは衆議院で言っておられるあなたの答弁は、衆議院のこれは大蔵委員会が答弁をされたのですが、技術的にいへば、国のものと民間のものと切り離した法律を出すことは理論的には可能である、こう言っているのです。今それと反対の前提に立つて山本委員が質問したのに対し、あなたはそれをほおかりして、それを黙っているのはけしからぬ。やはりこれは衆議院の大蔵委員会が説明されたように、技術的にいへば、国のものと民間のものと切り離した法律を出すことは理論的には可能だ、こういうことをやはり反対的に説明しておかなければ、これから

のわれわれの審議に支障を来す。その点を明らかにしておいていただきたい。

○政府委員(賀屋正雄君) まず第一の、民法の規定によると非常に不合理な結

果が生ずるので特別法を出したということに関連いたしまして、裁判所から何かそういうような正式な要求があつたかという点につきましては、そういうものはございません。政府が考えまして、この法律が最も妥当であるという結論に基づいて、提案をいたしたのでございます。

次に、先ほど資料について御説明いたしましたのに関連しまして、御質問の点だけについてお答え申し上げます。たので、言葉の足らなかつた点もあろうかと思ひます。その点について、なお若干補足して申し上げますと、衆議院でもお答えいたしておりますが、技術的にと申しましたか、ちょっとまだ速記を見ておりませんが、むしろ理論的に、觀念上、そういう政府のもの、民間のもの、あるいは特定物、不特定物というものを切り離した法律ということも考えられる、可能であらうと思ひます。でございますが、むしろ技術的には非常にこれは困難だといふつもりで申し上げておるのでございまして、この点もう少しかみ砕いて申し上げますと、

特定物と不特定物を切り離して処理したかどうかという点でございまして、先ほど申し上げましたように、元來特定物、不特定物ということとは、接取に關するいろいろな証拠資料等をしさに検討いたしまして、いわば結果的に出てくる事柄でありまして、今日段階において接取貴金屬の全部を特定物と不特定物に截然と区分することは、ほとんど不可能であると思ひます。また、接取された方々、返還請求をされる方々の立場から見まして、自分のものは果して政府の保管しておる中で特定しておるのか、不特定

でございまして、しかしながら、先ほど不特定物について申し上げましたように、混和した状態になつております部分につきましてはどうしても特別な処理の仕方を選めなければならぬという点、それから国のものが民間で接取されたり、民間のものが国に、たとえば造幣局に鑑定のために持つて行つていた間に接取されたというふうにして、その接取の経緯が非常に入り組んでおるというようなこと、あるいは法律關係が入り組んでおるというふうなことも容易に予想せられるところでございます。従つて、法律の形としましては、やはり国と民間の所有物を全部を對象としたしまして、返還請求の出るつたところでそれぞれの帰属を定める、特定物について按分するなり、不特定物の仕方を定める、結局今御審議願つておるような法律にならざるを得ない、こう考えておるわけでございまして、

○平林剛君 なるべく簡単に答弁をするようにという委員長の御指摘でありますから、簡単に答弁を願ひたいと思ひます。まあ、ただいまのことでは裁判上における処理困難の理由については裁判所側から何ら正式の申し入れがなく、政府の発意によつて少数の所有権者だけにこの取扱いをするということが、よくわかりました。

それから、議事録を調べなければわからないとお話がありますが、昭和三十四年二月六日の衆議院の大蔵委員会において、佐藤副委員長に質問に答へ、賀屋政府委員は、「戦後においてはとなくいろいろな風評も立つておつた。こういうような問題でございまして、これを処理するにつぎましては、

やり方について、そういう点が法律でも合理的に読めるようにというようなことを整理したいという点、これが技術的な意味での第三点でございます。

しかば、実質面に参りましての減税、これは本みりんだけであります。と申しますのは、法律案の二十二条

みりん甲類というところにおきまして、現在のみりん甲類は一石当り四万五百円という税率になっております。これが今度キロリットルに改めますと、換算いたしますと一キロリットル二十二万四千五百十二円という数字になるわけですが、今般これを十萬四万というふうにいたしたいということが入っております。石当りに直しますと二万五千二百五十五円ということになります。この趣旨は、いわば酒の税率というものは、御案内の通り、戦争中、また戦後にかけては、重なる財政需要をまかなうために非常に重くなっております。一時は特価酒というふうな制度で重い上にいろいろ工夫をこらして、これで税収をあげるということをいたしておりました。そのために、酒の税率全般が相当重く、重い中でございまして、なかなかこまかいきめをつけての調整が実際上困難であつた。これは私としては言にくいのでありますが、そういう事情がございまして、で、だんだん減税も、酒税についての軽減も、近ごろはだんだん行われるようになりまして、そういう際も酒類の間のバランスというものを大きく動かすということがなかなかできにくくて、いわば沿革的な形での酒税の各酒類間のバランスというものがあつたわけでありまして、その問題は全酒類についていけばあるものであります。今回このみりん甲類についてのそういうアンバランスがきつて顕著であるということを考えましたので、かつ、税額にもほとんど影響がないという部類でありますので、これをぜひ今回お願いしたいと考えたわけでありまして、その趣旨は、みりん甲類はどういう

ふうに使われるかといひますと、まず調味料として使われる。かば焼のたれに使い、いろんな料理の味つけに使ふというのがある。とんとどでありまして、飲用に供する。一、く一部地方に、じかにこれを飲用に供するところがある。酒に開きませんが、大体はお正月のときと使うというものがあつた。いこのところ、どう見ても、全体の割合になるかならぬかであらうというふうな感じでありまして、そういたしますと、いかにこの四万五百円というの重過ぎるために、清酒——まず二級の清酒でありまして、石当り二万五百円の税率のかかつております二級清酒を使い、甘みが必要とすれば砂糖を入れるというふうなことになる。戦前には大体、清酒、それからみりん、こういふものは全部一本で、石当り四十円という税率であつたというふうなこともあつて、いわば、戦後、みりんは割合にお米をよけい使わなければならぬというふうなことがあつて、お米が足りない時分に米をよけい使うものというふうな意味もあつて、かなり重い税率がそのまゝ残つて、たゞいま申し上げたような、調味料に主として使われるというふうな事情を考え、しかし、まあ調味料だからこれをはずしてしまふというわけにもいきません。やはりアルコール含有飲料としての性格もあるもので、全体のバランスから、ほかの酒類とのバランス、あるいは酒類と酒類との二級酒でやつた場合との比較というふうなことを考えて、たゞいま申し上げたような税率を考えたわけでありまして、

以上が酒税法についての御説明であります。なお付言いたしたいと思ひますのは、別途御審議願ひする租税特別措置法におきまして、この清酒、合成清酒の低アルコール酒というものについて、軽減税率を適用するというところをお願ひいたしております。これはまあ冷用酒というふうな形で皆様にもお目にかかつておるかと思ひますが、必ずしも冷用酒に限らず、清酒、合成清酒については、十五度ないし十六度という正規の度数でなくて、十三度ぐらゐにして、そして冷やで飲むというふうな用途が、今後開拓し得る用途として考えられ得るのではないかと、そういう意見が非常に強い。われわれも、そういう面の用途を大いに開拓するのは、けつこうではないか。つきましては、現在では、清酒は特、一級が十六度、二級が十五度というふうな規格であります。かりに、酒屋さんがそういうものを売ろうといつて十三度のものを出すという場合には、税額は一石当り同じ税額を納めなければならぬといふふうになつております。この辺のところは、新しくそういう用途を開拓するといふことであれば、アルコール度数で比例した軽減税率を盛るといふことぐらゐはすべきじゃないかと考へて、租税特別措置法の八十五条の次に八十五条の二というのを入れて、度数の比例で軽減できるような措置を租税特別措置法でお願いいたしております。それを付言させていただきます。以上、簡単にございしますが、御説明を終ります。

○理事(土田太郎君) これより両案に対し質疑を行います。質疑のある方は、順次、御発言を願ひます。——質疑を終わります。

疑ひございませんか。もしなければ、残余の質疑は後日に譲りたいと思ひます。明日は午後一時より委員会を開会いたします。

これをもって散会いたします。

午後二時三十五分散会

二月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(予備審査のための付託は一月二十三日)

二、酒税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十七日)

二月二十五日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、塩業整備臨時措置法案

塩業整備臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、塩の需給を調整するため、塩業整理交付金の交付等の措置を講じて塩業の過剰生産力の円滑かつ適正な整理を行い、もつて国内塩業の基盤の強化及び塩専売事業の健全な運営に資することを目的とする。

(交付金の交付等)

第二条 日本専売公社(以下「公社」といふ)は、昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間に塩専売法(昭和二十四年法律第百二十二号)第十三条第一項の許可を申請した同項の製造者で、当該許可を受けて公社の指定

する日までに塩又はかん水の製造を廃止したもの(その者が死亡し、又は合併により解散した場合)には、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人。以下「廃止業者」といふ)に対し、塩業整理交付金(以下「交付金」といふ)を交付することができる。

2 塩専売法第六條第一項の許可を受けてかん水を製造する者のうち、第六條第一項の規定による製造の許可の取消を受けた者にかん水を供給していたもので、当該取消に伴つてかん水の製造を継続することが困難となつたため同法第十二條第一項の許可の申請をしたものその他政令で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項の申請の期限は、昭和三十六年一月三十一日とする。

3 公社は、第一項の期間内において、塩専売法第六條第一項の許可を受けて塩又はかん水を製造する者に対し、その者の製造場での生産能力が著しく劣ると認められるものにつき、同法第十二條第一項の許可の申請をすべき旨の勧告をすることが出来る。

(交付金の額)

第三条 交付金の額は、その交付を受けるべき廃止業者につき、その製造の廃止の際に当該製造の用に供されている製造施設の当該廃止による減価をうめるための費用、当該廃止に伴つて必要とされる退職金を支払うための費用、当該廃止の際に当該製造の用に供されている塩田を他の用途に転用するも

のとした場合に必要とされる費用その他政令で定める事項についてそれぞれ政令で定める算定基準により算定した金額の合計額とする。

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する製塩施設及び塩田の範囲、当該製塩施設の減価の算定方法その他交付金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(交付金の請求及び交付の手続)
 第四条 第二項第一項の規定により交付金の交付を受けようとする者は、公社に対し、その製造の廃止前に、あらかじめその廃止の日を届け出るとともに、その日から二月以内に、政令で定めるところにより、塩業整理交付金交付請求書(以下「請求書」という。)を提出しなければならない。

2 公社は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の請求書の提出期限を延期することができる。

3 公社は、請求書が提出されたときは、これを審査し、交付すべきであると認めるときは、その交付すべき交付金の額を決定し、これを当該請求書を提出した者に通知しなければならない。

4 公社は、政令で定めるところにより、交付金を分割して交付することができる。

(鑑定人)
 第五条 公社は、交付金の額の算定に当つては、第三項第一項に規定する製塩施設の減価の算定の基礎となるべき事項について、あらかじめ二人以上の鑑定人の意見を聞

かなければならない。
 2 鑑定人は、前項に規定する事項に關し専門的知識を有する者のうちから公社の總裁が委嘱する。

(許可の取消)
 第六条 公社は、第一項の目的を達成するため必要があると認めるときは、昭和三十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間に限り、塩専売法第十八条の規定にかかわらず、同法第六條第一項の許可を受けて塩を製造する者(以下「塩の製造者」という。)の製造場とその生産能力が著しく劣ると認められるものにつき、臨時塩業整備審議会の意見を聞いて、製造の許可を取り消すことができる。

2 公社は、前項の規定により製造の許可を取り消そうとするときは、あらかじめ当該取消をしようとする者にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求めて、公社の指定する職員に聴聞をさせなければならない。

3 公社は、第一項の規定により製造の許可を取り消したときは、直ちに、その旨を当該取消を受けた者に通知しなければならない。

(損失の補償等)
 第七条 公社は、前条第一項の規定による製造の許可の取消によつて生じた損失を当該取消を受けた者に対し補償しなければならない。

2 前項の規定により補償すべき損失は、同項の取消によつて通常生ずべき損失とする。

3 第一項の規定による補償金の額は、公社が臨時塩業整備審議会の意見を聞いて決定し、これを当該

取消を受けた者に通知する。
 4 第五条の規定は、補償金の額の算定について準用する。この場合において、同条第一項中「第三條第一項に規定する製塩施設の減価」とあるのは、「第七條第一項の製造の許可の取消の際に当該製造の用に供されている製塩施設の当該取消による減価」と読み替へるものとする。

5 補償金の額がその交付を受ける者に第二條第一項の規定による交付金を交付するものとした場合における当該交付金の額に満たないときは、公社は、その者に対し、当該補償金のほか、その満たない額に相当する金額をこえない範囲内において政令で定めるところにより算定した額の塩業整理特別交付金(以下「特別交付金」という。)を交付することができる。

6 特別交付金の額は、公社が決定し、これを第三項の通知にあわせて通知する。

7 第四條第四項の規定は、特別交付金について準用する。

(納付金)
 第八条 塩の製造者(塩専売法第二條の規定により製造者とみなされる者)その他政令で定める者を除く。以下第十一條第一項において同じ。は、昭和三十五年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に公社に納付する塩(同法第十四條第四項の規定により納付があつたものとみなされるものを含む。同法第四十二條第二項の規定の適用を受けて納付するものを除く。以下次項において同じ。)に

ついて、一トンにつき二百円をこえない範囲内において政令で定める額の納付金を、その収納代金の支払を受けるつど、公社に納付しなければならない。

2 公社は、前項の納付金を納付すべき者に対して支払う塩の収納代金から、支払のつど、当該塩に係る納付金に相当する金額を控除することができる。

3 第一項の規定により納付金を納付した者が廃止業者に該当することとなり、又は第六條第一項の規定により製造の許可を取り消された場合には、公社は、その者に対し、その既納の納付金の額に相当する金額を還付するものとする。

(異議の申立)
 第九条 この法律の規定に基く公社の処分に対し異議のある者は、その処分の通知を受けた日(その通知がないときは、その処分があつたことを知つた日)から三十日以内に、書面で、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

2 公社の總裁は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、前項の期間が経過した後においても、異議の申立を受理することができる。

3 公社の總裁は、異議の申立に対する決定をしたときは、その理由を附した書面により、その異議の申立をした者に通知しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、異議の申立、審査及び決定の手続について必要な事項は、政令で定める。

(課税の特例)
 第十条 廃止業者が交付を受ける交付金(当該交付金の交付の目的に応じその者を通じて他の者が支払を受けるものを含む。)のうち、第三條第一項に規定する製塩施設の減価をうめるための費用に對する部分の金額に對する所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)及び法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、当該金額のうち、当該製塩施設の取得価額又は帳簿価額を減額すべき額として政令で定める金額は、その交付又は支払を受ける日の属する年分又は事業年度分の所得の計算上、総収入金額又は益金に算入しない。この場合において、当該製塩施設は、その交付又は支払を受ける日において、その処分見込額として政令で定める金額をもつて取得されたものとみなす。

2 前項の交付金のうち、第三條第一項に規定する塩田を他の用途に転用するものとした場合に必要とされる費用に對する部分の金額に對する所得税法及び法人税法の規定の適用については、政令で定めるところにより、当該金額のうち、その交付又は支払を受けた日以後二年以内に政令で定める資本的支出に充てた金額は、総収入金額又は益金に算入しない。この場合において、当該金額を支出した資産については、当該金額に相当する金額の取得価額がなかつたものとみなす。

3 第一項の交付金の交付又は支払

を受ける者が個人である場合には、当該交付金のうち、前項に規定する費用に充てられる部分の金額で同項に規定する資本的支出に充てられなかつたものは、政令で定めるところにより、所得税法第九

条第一項第九号に規定する総収入金額とみなして、同項の規定により計算した同号に規定する所得の金額を総所得金額に算入する。

4 前三項の規定は、第六条第一項の規定による製造の許可の取消を受けた者が第七条の規定により受ける補償金及び特別交付金（当該補償金及び特別交付金の交付の目的に応じその者を通じて他の者が支払を受けるものを含む）のうち第一項又は第二項に規定する費用に充てられる部分の金額に準ずる金額がある場合における当該金額に対する所得税法及び法人税法の規定の適用について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、第一項の交付金並びに前項の補償金及び特別交付金に係る所得の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

（事業合理化計画書）

第十一條 昭和三十六年一月一日以降引き続き塩を製造しようとする塩の製造者は、公社の定めるところにより、事業合理化計画書を作成して、これを公社に提出しなければならぬ。

2 前項の事業合理化計画書は、政令で定める基準価格により塩の収納代金を受けるものとした場合に昭和三十一年において健全な経営をすることができるとを目標と

して、作成するものとする。

（臨時塩業整備審議会）

第十二條 公社に臨時塩業整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、公社の總裁の諮問に応じ、第六條第一項の規定による製造の許可の取消、第七條第一項の規定による補償金の額その他塩業の整備に關する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、委員七人以上で組織する。

4 委員は、学識経験のある者のうちから公社の總裁が委嘱する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（省令への委任）

第十三條 この法律に特別の規定があるもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「及びたばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第三百三十五号）」を、「たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第三百三十五号）及び塩業整備臨時措置法（昭和三十三年法律第 号）」に改める。

第二十七條第一項第七号中「及びたばこ耕作組合法」を、「たばこ耕作組合法及び塩業整備臨時措置法」に改める。

耕作組合法及び塩業整備臨時措置法」に改める。

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、砂糖税引下げに關する請願（第九〇四号）（第九五七号）（第九八五号）

一、ビール麦の作付増加のためビール税率引下げの請願（第九一二号）（第九四〇号）

一、揮発油税引上げ反対に關する請願（第九一二号）（第九一五号）

一、国立療養所特別会計設置反対に關する請願（第九五〇号）

第九〇四号 昭和三十四年二月十三日受理

砂糖税引下げに關する請願

請願者 東京都新宿区百人町三ノ三七東京和生菓子 商工業協同組合理事長 黒川武雄外三十九名

紹介議員 西川甚五郎君

政府は、今国会において、砂糖の關稅及び消費稅の改訂を立案し、この改訂を機會に砂糖稅の總額を現行より引き上げる具體案を計画しているが、現行の砂糖稅の總額は他の物品稅額に比較して著しく過重であり、これをさらに増税するときは消費者價格（砂糖及びその加工品）の値上りとなり、國民消費生活の負担を増大させ、日常經濟に悪影響を及ぼすことになるから、砂糖稅増税案を中止し砂糖稅を現行より引き下げられたいとの請願。

第九五七号 昭和三十四年二月十

七日受理

砂糖税引下げに關する請願

請願者 東京都中央区銀座西八ノ九いさみ会館内全国 魚肉ソーセージ協会の内 後藤広一外三十九名

紹介議員 秋山俊一郎君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九八〇号 昭和三十四年二月十八日受理

砂糖税引下げに關する請願

請願者 東京都千代田区神田町二ノ二日本製酪協同 組合理事長 諏訪健次 郎外四十名

紹介議員 岸 良一君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九一一号 昭和三十四年二月十三日受理

ビール麦の作付増加のためビール税率引下げの請願

請願者 広島市大手町八丁目広 島県經濟農業協同組合 連合會會長 中村年朗 外十三名

紹介議員 宮澤 喜一君

畑作振興と麦作対策は、現下における重大なる農業問題として政府、国会、民間それぞれ立場において久しく論議検討されこれが施策についても種々立案計画されているが、畑冬作の大宗を占める麦作については外国産麦の圧迫と内国産麦の需要減退からきわめて不安定な作物として問題をあらわしている実情にあるから、これが打開の一環

として、麦作のうち最も經濟的作物であるビール麦の作付増加のため、ビール税率の引下げをすみやかに実現せられたいとの請願。

第九四〇号 昭和三十四年二月十六日受理

ビール麦の作付増加のためビール税率引下げの請願

請願者 山口県吉敷郡小郡町大字下郷一、四一八山口 県ビール大麥生産組合 連合會内 原田清作外 七十七名

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第九一二号 昭和三十四年二月十三日受理

揮発油税引上げ反対に關する請願

請願者 青森県弘前市山道町六 菊池武芳外二十九名

紹介議員 苦米地義三君

政府は昭和二十九年の道路整備五箇年計画を期央にしてこれを變更し三十三年度から第五箇年計画に移行し、その計画内容を拡大するため、また、また揮発油税、軽油引取税等の増税を企図しているよしであるが、（一）道路整備によつて利益を受けるものは國民經濟の全般であること、（二）道路整備財源は自動車負担のみにしわ寄せすべきでないこと、（三）現行揮発油税は税率差のみに比較すべきでないこと、（四）今回の増税案は国会の權威を犯すものであると同時に自由民主党の黨議に反すること、（五）自動車は既に高額の道路費を負担している等の理由によ

り、今回揮発油税の引上げについては絶対反対であるから善処せられたいとの請願。

第九一三号 昭和三十四年二月十三日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 青森市大町五丁目 田中健吉外二十九名

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第九一二号と同じである。

第九一四号 昭和三十四年二月十三日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 福井市御園町 平野五郎外二十九名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第九一二号と同じである。

第九一五号 昭和三十四年二月十三日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願（十二連）

請願者 山形県酒田市内町四二ノ一 今野三治郎外四十名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第九一二号と同じである。

第九五〇号 昭和三十四年二月十六日受理

国立療養所特別会計設置反対に関する請願

請願者 愛媛県温泉郡重信町国立療養所内 梶島

孝雄

紹介議員 湯山 勇君

国立愛媛療養所に入所中の結核患者のうち三十八パーセントという多数の者が入所料二割引き軽費制度の恩恵を受けて現在も療養生活をつづけているが、伝えられるように政府が四月から国立療養所に対する会計制度を一般会計から除外して昭和二十四年から実施されている国立病院と同様に特別会計に移して実施することになると、すでに国立病院にあらわれている入所料二割引き軽費制度の廃止はもろんのこゝと給食費の低下さらにきびしい滞納取り立て等医療より経営に重点をおいた営利化の諸傾向が国立療養所にもおよびことになり、ことに入所料が最低一箇月六千円は高くなりこれがため今後患者の療養生活はいつそう困難となるから、国立療養所に対しては特別会計制度を実施しないよう格段の配慮をせられたいとの請願。